

VIII 最終需要と粗付加価値

産業連関表は、国民経済計算における生産勘定を細分化したものと考えることができる。したがって、粗付加価値の横欄の合計は、国内総生産(gross domestic product)として、また、最終需要の合計から財貨・サービスの輸入および関税を控除したものは、国内総支出(expenditure on gross domestic product)として規定される。

そこで、わが国の国民所得統計における国内総生産および国内総支出との比較性を考慮して、家計外消費支出に関する横欄・縦欄が設けられている。

最終需要は、家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、国内総固定資本形成、在庫純増、財貨・サービスの輸出からなる。

一方、粗付加価値は、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税および補助金(控除項目)からなる。

上記の国内総支出および国内総生産からそれぞれ家計外消費支出を除けば、国民所得統計における国内総支出および国内総生産に該当すると考えることができる。なお、間接税には関税を含まず、最終需要側に別掲する点が、現行の国民所得統計における取扱いと異なる。

最終需要側と粗付加価値側との定義的關係を示すと、次の通りである。

国内総支出(市場価格) = 国内総生産(市場価格)

国内総支出 = 家計外消費支出 + 民間消費支出 + 一般政府消費支出 + 国内総固定資本形成
+ 在庫純増 + 財貨・サービスの輸出 - (財貨・サービスの輸入 + 関税)

国内総生産(注) = 家計外消費支出 + 雇用者所得 + 営業余剰 + 資本減耗引当 + 間接税 - 補助金

(注) 購入者価格評価表においては、最終需要は発生した屑を差引いていないので、

国内総生産にこれをさらに加えたものが国内総支出とバランスする。

以下、各項目ごとに概念と定義、および範囲について要約する。

(最終需要)

1. 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の諸機関が支払う経費で、民間消費支出に類似している経費からなる。現行の国民所得統計では、これを生産活動に必要な営業経費とみて所得から控除しているが、産業連関表においては、これらの費用を営業経費とみるより、むしろ営業余剰の一部を構成し、産業部門から民間消

費支出部門に現物で移転されるものと考え、粗付加価値、最終需要のそれぞれに含め、国民所得統計との比較性を考慮して、家計外消費支出として特掲する。

この家計外消費支出は、福利厚生費、交際接待費および旅費（実際に運賃として支払われた分は除く。これは営業経費とみられるからである）からなる。福利厚生費に含まれている現物給与的な費目や旅費に含まれている日当などは、産業連関表では本来雇用者所得とみなすことが妥当であるが、前述のとおり、現行国民所得統計と概念を合わせるため家計外消費支出の方に含める。しかし、法定福利厚生費に含まれる社会保険料の雇用主負担分は、雇用者所得に含まれるので、家計外消費支出には含めない。

2. 民間消費支出

この項目は、国際基準にしたいが、「家計および民間非営利団体における財貨・サービスにたいする経常的な最終支出額から、同種の販売額（主として中古品取引）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算、外国人の本邦内消費を控除したもの」として規定する。ここでいう経常的支出とは、家計の場合には土地と建物以外の財貨（耐用年数の如何を問わない）および、サービスの購入を意味する。一方、非営利団体の場合には企業と同様に土地建物のみでなく、固定資産の購入は国内総固定資本形成に計上され、ここには含まれない。また、資本的サービスの購入もここには含まれない。しかし、たとえ在庫の形で残っているものでも、購入した財貨は本部門に消費として計上することになり、また家計の場合には資本財であっても消費として取扱う。

海外現物贈与と海外消費については、部門別に次のように取扱う。すなわち、個人が外国から贈与されたり、日本人が外国で消費した品目は、その品目の財貨・サービスの輸入および民間消費支出に計上する。また、個人が外国へ贈与したり、外国人が日本で消費した品目は、その品目の民間消費支出には含めず、財貨・サービスの輸出に計上することとなる。

この項目に含まれる民間非営利団体は、主として個人にサービスを提供する非営利団体であり、病院、学校、企業に属しない研究所、労働組合、宗教団体、政党、社会福祉団体、アマチュアスポーツ団体、社会保険団体などが含まれる。これらの民間非営利団体はいずれもまず産業部門に格付けされ、その経常経費をその産業部門内で投入し、生産したサービスを一括して民間消費支出部門で購入する形式をとることに注意を要する。たとえば、宗教団体の経常支出は品目の如何を問わず一括して、民間消費支出の縦欄と公共サービスの横欄との交点にせめられることとなる。これにたいして、主として企業にサービスを提供する非営利団体、たとえば商工会議所、業界団体はここに含まず、それらのサービスは中間生産として産出される。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政

府などの他部門との間の取引である場合とにわけられる。前の場合には、中古品の販売額は相殺され、その取引にともなり商業マージンと国内貨物運賃のみが計上されるが、後の場合には家計からの販売額はマイナスの民間消費支出となり、それを購入した部門では購入額を加算することとなる。逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が民間消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとなる。

民間消費支出と一般政府消費支出との間には、教育費、保健費などのように、どちらの部門の消費とするかに問題がある。この産業連関表では、家計の一般政府にたいする支払いはすべて移転とみなし、民間消費支出から除外する。たとえば、国公立病院および保健所、ならびに国公立学校にたいする支払（診療費、授業料など）は政府にたいする移転支出とし、民間消費支出に含めない。したがって、これら一般政府に属する官公立機関の経常経費は一般政府消費支出とし、民間の病院、診療所、学校の経常経費（非営利団体の場合）や民間消費支出部門から受取った収入額（民営企業の場合）は民間消費支出とする。手数料、入場料その他の一般政府にたいする支払いもこれに準じて取扱うこととする。

自家生産物の消費、現物給与、所有家屋賃貸料、給与住宅の差額家賃、金融サービスおよび生命保険サービスについては、帰属計算を行なって消費に含める。（詳細についてはⅡ資料4を参照）

なお、飲食店、ホテル、娯楽業、学校、病院などが飲食物を供給するために消費した食料品、飲料品およびたばこは、直接に民間消費部門または家計外消費支出部門が購入したものとみなして、飲食店、ホテル等の生産額から食料品、飲料品、たばこに関する経費は控除される。

3. 一般政府消費支出

この項目は一般政府による財貨・サービスの経常的購入からなる。

一般政府の範囲は、現行の国民所得統計と同様である。すなわち、中央政府の一般会計および企業特別会計ならびに地方政府の普通会計および非企業会計（国民所得統計年報参照）を一般政府とし、その他の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企業、地方政府企業会計は政府企業とし、ここには含まれない。一般政府のうち、(1)官公立学校、(2)病院、診療所、(3)建設工事、(4)空港管理、港湾管理（一般会計に含められているもの）、(5)水道（普通会計に含められているもの）はそれぞれ該当する産業に、その他は公務に格付けし、それぞれ各産業または公務からこの部門へ産出する。

この部門における経常的支出は、資本財および資本的サービスを除く財貨・サービスの購入とする。ただし、軍用用のものは、建築物、構築物の建設、その他の資本財の購入を含め、すべての財貨・サービスの購入（土地の購入を除く）をもって経常的支出とする。

最終需要の一般政府消費支出と民間消費支出との振分けについては、前節で規定したとおりであるが、一般政府消費支出と財貨・サービスの輸出入との振替関係については、次のとおりとする。一般政府の海外にたいする現物移転は、一般政府消費支出とせず、財貨・サービスの輸出として取扱う。(たとえば、船舶の現物賠償は一般政府消費支出でも国内総固定資本形成でもなく、財貨・サービスの輸出にあげる)ただし、防衛支出金による現物移転については、一般政府消費支出とし、財貨・サービスの輸出には計上しない。

なお、国防以外の一般政府用の建物の賃借料は、政府所有分の帰属賃賃料を含む粗賃賃料(gross rent)を計上する。ただし、道路その他の公共施設に関するものは含まない。

4. 国内総固定資本形成

企業、非営利団体、一般政府(軍事目的を除く)の行なつた土地、建設物、機械、装置などの国内における有形固定資産の購入および固定資産振替からなる。家計については土地および建物のみとする。ただし、土地の購入は、仲介手数料、土地の造成、改良費のみが計上される。また、家畜のうち役畜(牛馬の成畜のみ)および繁殖用、種付用、乳用、競争用、羊毛用、その他の資本的サービスを提供する家畜(大家畜)については、成長増加による固定資産振替額を国内総固定資本形成とする。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数1年以上で、単価が3万円以上の財貨を基準とし、国民所得統計における範囲を考慮して定める。その他の財貨は経常経費として取扱う。

国内総固定資本形成には、上記のような資本財のほか、それを取得するために要した直接費用を含む。すなわち、関税、その他の税金、運送費、据付費などはもちろん、設計費、登記料、中古資産の取引マージン、土地改良費、土地の取引による仲介手数料等を含む。また、維持修繕費についても、それが大改造または耐用年数を延長するような更新修理である場合には、国内総固定資本形成とする。

なお、次の点に注意を要する。

- (1) 特許権、のれん代などの無形固定資産は含まれない。
- (2) 起業費、育林費、試験研究費、試掘費および建設物以外の仮勘定などは繰延勘定ではあるが、本部門に含めず、経常支出として取扱う。
- (3) 建設物に関する仕掛工事の増加額は国内総固定資本形成とし、在庫純増とはしない。船舶、重電機等の仕掛工事増は在庫純増として取扱う。

5. 在庫純増

在庫純増は、企業(政府企業を含む)の所有する原材料、仕掛品(建設物を除く)、商品

または製品、貯蔵品の物量的な増減を時価によって評価したものである。家計、非営利団体一般政府の所有する財貨については、すべて消費支出とし、ここには含めない。

天然資源の発見による埋蔵量の増加額は計上しない。

6. 財貨・サービスの輸出（特需を除く）

この部門は、外国にたいする財貨および非要素サービス（non-factor service）の輸出（現物贈与を含む）からなる。ただし、特需すなわち駐留軍による物資調達額は、この部門から切りはなし別部門としてしめしている。

在外公館、駐留軍、船舶、航空機および海外旅行者については、それぞれの母国に所属させることとする。たとえば、在日外国公館における生産は、日本の国内生産には含まれない。また、海外における日本建設業者の建設活動も日本の国内生産には含めない。外国人旅行者の日本における消費支出は、輸出として取扱う。

賃金、利子、配当、海外支店利潤、フィルム賃貸料、著作権、特許権の使用料などの要素所得の取引や金融的な取引は輸出に含めない。たとえば、在日公館や駐留軍に勤務する日本人の給与は、要素サービスの受取りであるから輸出には含めない。

輸出の評価はFOB価格とする。このため、日本の企業が受取る輸出品の運賃、保険料も輸出として処理するが、外国の企業が受取る輸出の運賃・保険料は当然表には現われない。このほか、三国間輸送運賃、保険料、その他のサービスの外国からの受取、外国人旅行者、外交団などの本邦内消費、船用品、機用品の輸出などが含まれる。

7. 特 需

外国駐留軍の財貨および非要素サービスの購入からなる。通常、広義の特需（駐留軍人とその家族の個人的消費その他を含む）と呼ばれるものがあるが、防衛支出金（いわゆる円ベース特需）にもとづく現物（非要素サービスを含む）の支払は一般政府消費支出に計上され、ここには含まれない。

8. 財貨・サービスの輸入

財貨および非要素サービスの外国からの輸入からなる。要素サービスの取引は除かれ、現物贈与は含まれることは輸出の場合と同様である。

外国政府からの武器等の軍事的物資の現物贈与は、例外としてここには含めない。

輸入品の評価は「CIF価格＋関税」とする。これは、競争輸入方式をとる場合、輸入価格を国内価格と同一水準に引上げて評価する必要があるからである。また、CIF価格を採用したため、日本が受取る輸入品の運賃および保険料は、すでに輸入品価格に含まれている

こととなり、すでに述べたように、この分は運輸業および損害保険業の横欄と輸入の縦欄との交点でそれぞれ一括して控除する。

その他の取扱いは、輸出の場合と同様である。

9. 関 税

国民所得概念での要素費用から市場価格への変換には、前述した通り、この関税の部分を間接税の合計に追加する必要がある。

(粗 付 加 価 値)

粗付加価値は、国内生産諸部門の生産額（生産者・市場価格）から生産のために投入した中間生産物（サービスを含む、購入にあたって負担した流通マージンを含む市場価格）の額を控除したものである。

国内生産額とは、外国公館、駐留軍を除き、日本の在外公館を含む自国領域内における生産活動によってもたらされる財貨・サービスの生産をいう。生産活動の範囲および分類については、ⅦおよびⅩ資料4にしめすとおりであるが、動的生産については、出荷額＋製品・半製品および仕掛品の在庫増をもって、サービスの生産については営業収入をもって生産額とする。いずれも生産者価格によって評価され、また間接税を含み、価格差補助金を控除した市場価格評価である。自家生産物の自家消費および固定資産振替も、生産額として帰属させる。

銀行その他の金融仲介業の生産額は、貸付利子収入と預金利子支払との差額とし、金融機関自体および概念上営業余剰を生じない部門を除く企業、家計、政府などの預金者にたいして、各預金残高に見合う金融サービスを提供したものととして帰属させる。

家計、民間非営利団体および一般政府の生産活動については、次のように取扱う。まず、民間非営利団体および一般政府のうち、公務以外の部門に格付けされた生産活動についてはその経常経費合計（雇用者所得、資本減耗引当、間接税等を含む）をもって生産額とする。家庭における家事サービスについては、雇用者所得のみを生産額とする。公務については、家計外消費支出、雇用者所得、公務が使用する建物（軍事用を除く）の純賃貸料および資本減耗引当をもって生産額とする。

不動産賃貸料の取扱いについては、不動産の所有の如何を問わず、すべて当該不動産を使用する生産部門に粗賃貸料を帰属させる。このため、企業、非営利団体、一般政府については、各部門の生産額にその使用する不動産に関する粗賃借料（ただし、公務の場合のみ、前記のように純賃貸料および資本減耗引当を計上し、物的費用部分は一般政府消費支出の縦欄に含める）が含まれる。しかし、住宅については使用部門が家計であるため、住宅粗賃貸料

を不動産業として分離する。なお、不動産業の生産額は、住宅の使用粗賃貸料のほか、不動産仲介手数料収入も含まれることはいうまでもない。

10. 家計外消費支出

前出の項を参照。

11. 雇用者所得

雇用者所得は、雇用者の賃金俸給所得のほか、重役俸給（益金処分による役員賞与を除く）、議員歳費、チップなどを含む。賃金俸給は常用、日雇を問わず、また日本人と外国人とを問わず、国内生産に従事した雇用者の得る現金給与および現物給与の総額である。また、雇用者所得には、社会保険料の負担分（雇用者負担分ならびに雇用主負担分）が含まれ、所得税については、控除前のもので把握する。

家計外消費支出との関連で、福利厚生費の一部および旅費の一部に雇用者所得とみなし得るものがあるが、これは家計外消費支出の項でふれたように、社会保険料の雇用主負担分のみを雇用者所得とし、他は雇用者所得に含めない。

なお、国民所得統計における雇用者所得には、退職金および給与住宅差額家賃が含まれているが、産業連関表においては雇用者所得には計上しない。

12. 営業余剰

いわゆる要素費用による純付加価値から雇用者所得および家計外消費支出を控除したものである。その内容は、政府企業、法人企業および個人企業については、営業利潤、支払利子使用不動産の純賃貸料からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含まれない。これは、各部門を生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。ただし、各産業部門の預金に見合う金融機関の帰属サービスを金融部門からの投入として計上するため、それだけ営業余剰が減少するから注意を要する。すでに述べたとおり、一般政府および家計、非営利団体に属する産業においては、使用不動産から発生するものを除けば営業余剰は発生しない。

13. 資本減耗引当

国際基準によれば、資本減耗引当は減価償却のほか、固定資産に関する予知されている陳腐化および偶発損失からなる。資本財の範囲は、国内総固定資本形成の項で述べたとおりである。一般政府の道路その他の公共施設、家計における耐久財については償却を行なわない。

資本減耗引当の部門別の配分に当たっては、前述のとおり、使用者主義をとり、所有者主

義を採用しない。したがって、他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

14. 間 接 税

間接税の範囲は、現行国民所得統計における間接事業税および税外負担と完全に一致する。ただし、そのうち関税についてはこの項目に含めず、最終需要側で控除項目として計上している。

関税を除く間接税の産業配分については、原則として直接に税を支払った産業に負担させることとする。したがって、商業が支払った間接税は商業の生産額に含まれる。固定資産税については、不動産賃貸料の取扱いに対応して、その不動産を使用する産業に帰属させる。

15. 補 助 金

補助金の範囲も、現行の国民所得統計における取扱いと一致させる。その部門別配分については、前項の間接税の取扱いと同様とする。